

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 と供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とベトナム 社会主義共和国政府との間の交 換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	745,000 千円 2027.12.31 まで	2019.7.1 東京で (同日)	日本側 阿部俊子外務副大 臣 ベトナム側 レ・ハイ・ア ン教育訓練副大臣	2019.7.16 71号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。